



交番だより
下和泉交番

泉警察署
下和泉交番
045-805-0110
泉警察署ホームページ

**特殊詐欺の被害防止について
～これらのことに注意しましょう！～**

振り込め詐欺グループは、毎日、泉区内の各家庭に電話をかけてきたり、葉書・封書を送りつけています。そして、その手口も過去のやり方を繰り返しているだけでなく、新たなものも出てきています。しかし、基本的に犯人グループの手口は、最初に電話や葉書等を使って相手（被害者）を信用させることから始まり、**最終的に現金又はキャッシュカードを交付させること**です。

だまされないために、次のことに注意してください。

- ① 警察官や金融機関の職員を名乗り電話で「**キャッシュカードを預かります。**」「**暗証番号を教えてください（メモに書いてください）。**」と言ったら、それは詐欺！！
- ② キャッシュカードを安易に**他人に渡さない、暗証番号を教えない。**
- ③ 自宅に多額の現金を保管しない！
- ④ 対応に迷ったら、**すぐに警察に相談を！**
- ⑤ 留守番電話機能の常時設定や迷惑電話防止機能付機器の設置
- ⑥ モニター付きインターホンやドアスコープで来訪者を確認する。
- ⑦ 来訪者に対応する場合にも、ドアチェーン等を活用し玄関に入れない。
- ⑧ もし、警察官や金融機関の職員を名乗る電話に出て、**相手に「自宅内の現金の保管状況」「住所、氏名、年齢、家族構成」等を聞かれても、絶対に答えない。**万が一、伝えてしまった場合には必ず警察に相談する。



**秋の行楽期における山岳遭難の防止
～安全で楽しい登山をするために～**

- 登山の第一歩は、目的とする山をよく理解することからはじまります。ガイドブック等で事前に山岳情報をよく調べましょう。
- 登山計画書を作成して、パーティー全員がその山をよく理解するとともに、体力と経験に応じた無理のない計画であるかよく検討しましょう。

右のQRコードから、神奈川県警察のホームページに掲載されている日本山岳ガイド協会が運営する「コンパス」や、県警察の「登山計画書届出フォーム」に接続できますので活用してください。



下和泉交番から

特殊詐欺事件が発生しています！

下和泉交番管内で、百貨店の店員や区役所の職員を名乗り、キャッシュカードや現金を交付させる詐欺事件が発生しています。

上の記事に掲載されている事件は身近で発生しているんです！！



生活安全課からお知らせです。

古物営業法の一部が改正されました。

～主たる営業所等の届出が必要です。

【改正法附則第2条】～

現在、古物商又は古物市場主の許可をお持ちの方は、令和2年4月の改正法施行日までの間に、その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、**主たる営業所等の名称及び所在地の届出が必要**となり、この届出をしないで営業を行った場合は「無許可営業」扱いとなります。

御不明な点は、泉警察署生活安全課防犯少年係までお問い合わせください。